

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同)	一
○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課)	二
○保安林の指定 (二件) (森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	二
○道路の区域変更 (道路課)	三
○道路の供用開始 (同)	三
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (三件) (教育庁高校教育課)	三
○宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課)	四
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課)	四

告 示

○宮城県告示第四百八十五号
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。
平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場
研 修	平成二十八年八月三十一日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二一四十八)
	平成二十八年九月十一日	古川ロイヤルホテルグランド平成(大崎市古川駅前大通五三三二)
講 習	平成二十八年十月十六日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二一四十八)
	平成二十八年十一月九日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一一)
	平成二十八年十一月十日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一一)

三 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百八十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇八〇〇一六	びび角田 角田市神次郎字遠見 三十一一六	放課後等デイサービス	株式会社あどばんす	平成二十八年 三月三十一日

○宮城県告示第四百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二四〇〇一〇	事業所の名称及び所在地	矢本愛育会ケアホーム 東松島市矢本字太子 前三百二十四番地三	指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	社会福祉法人 矢本愛育会	指定年月日	平成二十八年 五月一日
-------	-----------	-------------	--------------------------------------	---------------	--------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第四百八十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年五月十七日

○宮城県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市十八成浜清崎山一の二（次の図に示す部分に限る。）の一の九、一の四五、一の七〇、葉

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼二二七

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三九八号
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一一・三〇・二	一九五・〇
登米市東和町米谷字福平一九三番四地先から	後	一一・七〇・三	一九五・〇
同市東和町米谷字福平一六二番一地先まで			

○宮城県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	登米市東和町米谷字福平一九三番四地先から同市東和町米谷字福平一六二番一地先まで	平成二十八年五月十七日

○宮城県告示第四百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

大崎市古川新田字昭和三十七番一号 高橋畜産

二 委託期間

○宮城県告示第四百九十六号

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館の図録の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月二十五日次のとおり委託した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区笹塚一丁目六十二番三号

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

公 告

○県営田中地区土地改良事業農村地域防災減災事業（ため池整備事業）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十七日

一 縦覧に供する書類の名称

県営田中地区土地改良事業農村地域防災減災事業（ため池整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年五月十七日から平成二十八年六月十四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年六月十四日

2 提出方法 宮城県仙台市青葉区本町四丁目一番五号 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七号

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七号

電子メールアドレス sds.gs.in.k.s.pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、岩沼市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号）二百キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年四月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 カガク興商株式会社 宮城県石巻市三ッ股一丁目二番一〇六号

五 落札金額 一千二百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年三月二十九日

八 縦覧期間

九 縦覧場所

一〇 意見書の提出について